## 令和8年度放課後児童クラブ入会児童 選考基準

1 基礎項目 R7.12.1改訂

				K					/.12.16Xij		
	勍	労等の類	型	保	護	者	の	状 ;	兄	<b>基礎</b>	点数
No.				就労日数等		終	業時刻	・日数	 ・就業時間		
				3,023 - 1,2713	1 7	時以降				10	10
				通終業(平均)時刻 年	16	時以降	1 7 時	 未満		9	9
					1 5	時以降	16時	未満		7	7
			区分 A (固定就労)	※開所時間内に就	14	時以降	15時	未満		6	6
				労していること		時以降	14時	未満		5	5
				期 休 暇	112	時以降	13時	未満		4	4
					1 1 5	時以降	1 2 時	未満		3	3
				就労日数	週4	日				△ 1	△1
	点			※減点により0点未満に	週31	日				△ 2	△ 2
				なった場合は1点として		-				△4	△4
1				扱う。	週1			_		△5	△ 5
				就業時間月平均 (休憩時間含む)					5時間以上) 	10	10
			- · · ·		140時間以上(週35時間以上)			9	9		
			区分B	※通年利用の場合		120時間以上(週30時間以上)			7	7	
			(変則就労)	は、終業時間が14時		100時間以上(週25時間以上)※ 80時間以上(週20時間以上)※			6	6	
				以降の日があること						4	4
								. 5 時間以		3	3
			Ε <del>τ</del> ./.c						5時間以上)	8	8
	区分C (内職等)			就業時間月平均				週35時		6	6
					-			週25時		4	4
			10				2 0 時間以		2	2	
	自宅療養		保育不可能(他者の介護が必要な場合、要介護2以上)			10	10				
			養	援助があれば可能(運動、外出制限はあるが、身の回りのことは自分でできる場合、要介護1)				7	7		
2	疾病等			上記以外(要支援2又は同程度)					5	5	
	(本人)			保育不可能( 身体障害者手帳 1 級・2 級、療育 A 、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度 )					10	10	
	` ,	障害	<u> </u>	援助があれば可能 (身体障害者手帳 3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度)				8	8		
				その他					6	6	
	他者の介護(自宅) ※要介護者1人に対して1人のみ			重度の介護を要する (要: 精神障害者保健福祉手帳1組	級又は	同程度	)			10	10
				中度の介護を要する(				者手帳 3	B級、療育B、	8	8
3					精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度) 軽度の介護を要する (要介護2又は同程度)				6	6	
							トレリ 作主/支	. /			
				上記以外 (要介護1又は同程度)				4	4		
	他看の介護(別毛)			重度の介護を要する (要介護4以上、身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度) 中度の介護を要する (要介護3、身体障害者手帳3級、療育B、			7	7			
4				中度の介護を要する ( 清神障害者保健福祉手帳				首 于帳 3	3 被、獠肖B、	5	5
•				軽度の介護を要する(				<u> </u>		4	4
				上記以外 ( 要介護1又は同程度)				1	1		
	その他			死亡						10	10
				出産(出産予定日の前2	2か月	後3ヵ	ア月以口	<b>勺</b> )		_	10
(5)				離婚、海外在住、行方不						10	10
				学校・職業訓練学校等への通学					①を	 :適用	
		 基礎点数		   基礎項目①~⑤の点数の合計	+ ×	(I) ~ · (I)	の声	複選択(			
		<b>全</b> 拠		金売がロチュの公出数の口目	<u> </u>	(I).~(	シンと	这迭爪亿	<u>사 기민</u>	【重面	

## 2 調整項目

児童の世帯の状況								
			1年生	30				
			2年生	25				
1	児童学年		3年生	15				
			4年生	5				
			5年生	1				
	10.4. D. O. J. V. D.	市内に祖父母がいない		10				
2	祖父母の状況 ※父方、母方の祖父母の点数を 比べて少ない方を加点する。	同居	基礎項目①~④を準用 {(祖父の基礎点数)+(祖母の基礎点数)}÷2	0~10				
	※75歳以上は10点として扱う。	別居	基礎項目①~④を準用 {(祖父の基礎点数)+(祖母の基礎点数)}÷4+5	5~10				
	旧辛の此辺	身体障害者手	6					
3	児童の状況 ※ <sub>重複選択不可</sub>	発達障害の診	3					
	MEISZEN (1.)	R8年度通級指	3					
4	児童虐待及び養育放棄、DV等 (こども・若者支援課が係わる配慮が必要な世帯)							
	生活保護世帯							
(5)	ひとり親世帯(祖父母と同居でない場合) ※ 同居とは、世帯分離・2世帯住宅・隣接する住宅・を含む。(以下、同じ) ※ 生活保護世帯かつひとり親世帯の場合は、生活保護世帯の点数のみ加点する。							
	県外に単身赴任(祖父母と同居でない場合) ※就労証明書に単身赴任期間の記載があること							
6	その他市・社会福祉協議会が必要と認める場合							
	調整項目①~⑥の合計							
	合計点数 基礎点数+調整点数							

- ・基礎項目について、父母ともに①~⑤のいずれかに該当しているかを確認し、基礎点数を算出する。 (児童クラブの主たる利用理由を基礎項目の①から⑤のうち、ひとつ選択する。 ※ 基礎項目①~⑤の重複選択は不可)
- ・調整項目①~⑥の該当事項を加算し、調整点数を算出する。
- ・基礎点数と調整点数を合計し、合計点数を算出する。